

# 地域防災の要 下呂市消防団入・退団者紹介

## ●退団者 105人

(敬称略)

- 副団長 森 哲士
- 【金山】 今井敏貴
- 【馬瀬】 見廣篤司
- 分団長
- 【団本部】 河尻明子
- 【萩原】 曾我竜也
- 小池崇之
- 【小坂】 藤枝道彦
- 田口宗示
- 【下呂】 柿ヶ野孝行
- 【金山】 杉山勝彦
- 金森健次
- 【馬瀬】 二村弘行
- 副分団長
- 【団本部】 田口美生
- 【萩原】 桂川武史
- 中嶋勇人
- 【金山】 細井孝広
- 戸松広郁
- 部長
- 【団本部】 江原由佳
- 【萩原】 伊藤伸吾
- 桂川嘉門 伊東友和
- 坂本茂久 青木大輔
- 【下呂】 小畑美之
- 黒木晴久 本多幸広
- 今井英雄 河村文太
- 中川卓也 柿ヶ野明広
- 佐久間治 田口智浩

【金山】 日下部康行

柴田圭一、中島真也、藤澤佳範

【馬瀬】 松葉伸昭

●班長

【団本部】 遠藤 綾

【下呂】 鈴木祥平、中島大輔、今井貴範

【金山】 日下部寛

進藤和明、金山清哉

●団員

【団本部】 中川晴加

熊崎美和

【萩原】 佐藤章皓

江間昌弥、林 哲大

河原高宏

【小坂】 石丸公典

川上誓也

【下呂】 前田晃佑

山崎祥之、細江 守

熊崎真仁、古田光平

田口広人、田口幸弥

細江エリアス明

長谷川純一

【金山】 高木翔太郎

吉田武広、土屋寛寛

安江仙一、矢島貴俊

大前直之、土屋翔嗣

加藤雄士、田口公基

田口 力、池戸静雄

【馬瀬】 阪田紀行

## ●災害支援団員

【萩原】 青木孝浩

青木清章、青木和夫

青木忠義、浅井秀明

熊崎 章、長田和久

【小坂】 二村哲行

木一勝之、中川勝美

大西 仁、田中吉文

今井 学、山下 亮

桃原誠招、二村茂樹

【下呂】 細江幹博

細江美雅、足立 豊

【金山】 藤村幸夫

加藤冬城、中野二郎

中島路正

【馬瀬】 中田 修

清水和夫、尾里隆文

中西義隆、見廣 誠

上田利章、二村恭弘

野村勝良、佐藤和彦

【小坂】 大森裕太

山下大翔、小村北斗

飯塚匠真、蒲 克哲

岩本竜空

【下呂】 星野 晶

野中 涼、小瀬昂斗

高崎啓輔、齋藤哲太

松田 匠、武川貴久

東池卓美、今井貴雅

田口啓太、北野 元

前野航輝、中島恒太

古田竜万、榎原大輔

【金山】 星屋裕哉

堀江 亮、熊崎寛也

蒲 将志

## ●再入団基本団員 47人

【萩原】 小池正人

【小坂】 藤枝道彦

二村哲行、田口宗示

大西 仁、木一勝之

大森真一、藤村 学

蒲 和昌、二村茂樹

【下呂】 熊崎幸一

細江洋志、細江幹博

細江康幸、細江孝雄

熊崎 徹、足立 豊

【金山】 長尾順治

日下部康行、星谷敏巳

長谷部初司、加藤雅隆

中島真也、日下部寛

藤澤佳範、小林己樹

中嶋路正、高木 研

## ●災害支援団員 10人

【萩原】 村杉 剛

今井豊治、丸山三雄

島田貴也、二村裕規

金子 哲、岡崎孝弘

小林仁志

【小坂】 今井邦彦

林 宏之

令和2年度下呂市消防団入・退団式は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止しました。

また、今年度下呂市消防団が関わる消防操法大会(各方面隊競技会、下呂市大会、岐阜県大会)は中止します。

【消防総務課】

## 新しいはしご車が配備されました!

平成12年に配備され、使用期限を迎えたはしご車に代わり、新しいはしご車(屈折はしご付消防ポンプ自動車)が3月23日、中消防署に配備されました。

新しいはしご車は屈折はしごが付いており、最高地上高は約25メートル、先端約5メートルが屈折することにより、障害物を避けることができます。また、先端には遠隔操作ができる自動放水銃と左右45度の首振り可能なバスケットが装備されており、建物の正面に接近しての消火が可能です。



▶新しいはしご車で訓練を行う署員(中消防署)

# 住宅用火災警報器のおかげで、 家族(4人)の命が救われました！

昨年12月に市内の住宅で、充電中のパソコンが出火するという火災があり、被害に遭われた人は「少し発見が遅ければ家族みんなが死んでいたと思います。住宅用火災警報器の大切さが本当に分かりました。このことを市民の皆さんにも知ってほしいです。」と話してくださいました。



実際に起きたお話で  
住宅用火災警報器の大切さを  
知っていただければと  
思います

## 住宅用火災警報器を設置されていない人へ！

平成23年6月1日から、全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務化されていますので、下図を参考に必ず設置してください。



感知器1個が感知すると全ての感知器が鳴る「連動型」をお勧めします。

## 住宅用火災警報器を設置されている人へ！

住宅用火災警報器は、10年以上経つと内部の部品が劣化して、正常に動かなくなる恐れがあり、本体の交換が望ましいとされています。住宅用火災警報器を設置したときに記入した「設置年月」または本体に記載されている「製造年」を確認してください。

住宅用火災警報器のご相談は予防課、または最寄りの消防署までご連絡ください。

予防課 ☎ 25-6188

中消防署 ☎ 25-4888

小坂分署 ☎ 62-3536

北消防署 ☎ 52-3519

南消防署 ☎ 34-0119